

# 法輪功事件<sup>(1)</sup>と中国の社会的安定性<sup>(2)</sup>に関する一考察

磯部 靖

## 1. 問題の所在

1970年代末に改革・開放政策を開始して以来、中国当局は従来の社会主義体制のシステム転換<sup>(3)</sup>を模索してきている。特に、92年の鄧小平による南巡講話以降、市場経済化は急速に進み、社会システムの転換が加速化されつつある。そこで興味深いのは、中国はこのまま順調に従来の社会主義システムの転換に成功し発展を続けるのか、それともシステム転換にともなう社会的不安定性により混乱に陥り、中国近代化の道は頓挫してしまうのかという点である。

以上のような問題関心から、本稿では、社会主義システムの転換期にある中国の社会的安定性を考察対象とすることとしたい。その際、社会的安定性の基準となる指標として本稿は、治安状況ばかりでなく、民衆の当局に対する陳情・デモなどの動向も重要な指標であると捉えている。

また、社会的安定性の問題は、国家（いわゆる当局）と社会（一般民衆）の関係の枠組みからも捉えることができる。換言すれば、社会的安定性の問題は、国家と社会の接点である基層レベルの摩擦・矛盾の点から考察することが有効であると思われる。すなわち、社会的安定性の問題が、実際に生ずるのは基層レベルであり、そのような問題の直接的対応を行うのは基層レベルの当局者だからである。

それゆえ、システム転換期中国の社会的安定性の問題を考察するための分析枠組としては、基層レベルで実際に起きている問題とそれに対する国家指導者の情勢認識を、ともに対象とすることも有効であるといえよう。

ところで、1999年4月25日、氣功団体・法輪功の修練者一万名余りが、中国の政治の中核である中南海周辺を取り囲み抗議行動を行い、中国当局を震撼させたことは記憶に新しい<sup>(4)</sup>。このことは、法輪功のメンバーによる組織的抗議行動という側面のみならず、システム転換期中国の構造変動を象徴する事件として興味深い。特に、一氣功集団がこれだけ大規模な抗議行動を迅速に行う組織力を持っていたこと、これだけ大規模な抗議行動を当局が未然に防ぐことができなかつばかりでなく察知すらできなかつたこと、しかもその動きに多数の共産党幹部も関与していたことなどの点は特筆に値する。

すなわち、法輪功事件は、システム転換期中国の社会的矛盾・不満を反映していると同

時に、当局の管理や統制が及ばない社会的領域が広がりつつあること示しているのではないかろうか。それゆえ、法輪功事件についての分析を通じて、システム転換期中国の社会的矛盾・安定性の問題の一侧面を考察することが可能であると思われる。

本稿では、具体的には以下の点から、法輪功事件に関する諸問題を考察していきたい。

- ①法輪功事件は共産党の指導者にどれだけの衝撃を与えたのか。法輪功事件の社会的影響力の大きさはいかなるものであったのか。
- ②法輪功は、当局が感知しないところで、なぜそれほど多くの人々の間に浸透したのか。
- ③当局による取り締まり強化後も、なぜ一部のメンバーは抗議行動を続けることが可能なのであろうか。
- ④システム転換期にある中国の社会変動にともなう混乱に、中国当局はどのように対処しようとしているのか。
- ⑤システム転換期中国は社会的安定を維持できるのか。

なお、中国社会の安定性に関する問題を考える上で、農村地域の問題は極めて重要であるが、本稿では、便宜上、主たる考察対象を都市部に限定した。

## 2. 法輪功事件が中国当局に与えた衝撃

法輪功事件は中国の指導者にどれだけの衝撃を与えたのか。法輪功事件に対する中国指導部の認識への考察を通じて、彼らが抱いた危機感、法輪功事件の社会的影響力の大きさを考えてみたい。

### (1) 4月25日の中南海包囲事件への対応

法輪功側は、中南海への包囲を行った際、①団体への合法的地位の付与、②天津での抗議行動の際、メンバーが公安当局から殴打されたりした件に関する釈明などを求めたとされる<sup>(5)</sup>。

事件への対応をめぐっては、同日午後6時から政治局会議が急遽召集され、中央の党・政府機関および北京市の指導的地位にある面々も列席した<sup>(6)</sup>。会議では、江沢民国家主席が、法輪功の不穏な動きを未然に察知できなかつたばかりか、1万人以上の法輪功修練者による中南海包囲行動を阻止できなかつたとして、羅幹、賈慶林、賈春旺ら情報・治安・公安部門の責任者および北京市の指導的立場にある幹部を批判した。その後、会議は3日連続で開かれ対応が協議された<sup>(7)</sup>。会議の席上、江沢民国家主席は①気功の修練活動そのものは禁止しない、②中南海周辺などでの座り込みには断固として反対するなどの方針を指示したという<sup>(8)</sup>。

事件発生当時、当座の対応として、放水車や催涙弾を用いること、首謀者の逮捕なども、北京市の公安・治安部門から建議されたが、当面、慎重に対応していくことになった<sup>(9)</sup>。すなわち、法輪功が一氣功集団であるにもかかわらず、これだけ大規模な抗議行動を迅速に行う組織力・動員力を持っていたこと、その中に多数の共産党幹部も関与していたことなどから、軽率に弾圧を行なった場合、大きな社会的混乱を引き起こすことを中国当局は懸念していたものと思われる<sup>(10)</sup>。

以上の理由から、中国当局は法輪功の動向に対して、当面、ただちに弾圧に踏み切ることはせず、静観していく一方で、大規模な捜査を開始した<sup>(11)</sup>。たとえば、「4・25」事件専門調査グループが、胡錦濤政治局常務委員主宰のもと、羅幹、賈春旺ら治安・公安部門の責任者がメンバーに加わりが結成された。そのほか、公安部および国家安全部は全国各地に調査チームを派遣し、合計で3000名余りの治安・公安当局者が動員され、法輪功に対する大々的な調査が行われた。それと同時に、海外に在住している情報部門の人員に対しては、当該地における法輪功の組織動向およびそのトップリーダーである李洪志に関する情報収集を命じた。

## (2) 法輪功の組織・動員力の強大さ

以上の大規模な捜査により、法輪功の組織および動員力の強大さが明るみになり、そのことは中国当局を大いに震撼させた。

法輪功は92年に、李洪志により創設された氣功団体で、彼をトップリーダーとする「法輪大法研究会」以下、全国の各省・自治区・直轄市に39の支部、1900ヶ所の指導所、2万8千263ヶ所の修練所の下、中国当局の発表によると99年の時点で210万人の修練者<sup>(12)</sup>を擁するまでに発展していた<sup>(13)</sup>。「法輪大法研究会」には、対外連絡チーム、功理功法チーム、翻訳チーム、運営チームなどが設けられるとともに、各地の支部の設立、合併、閉鎖、および支部長と副支部長の審査と任免を行う権限を有していた。また、組織の頂点である「法輪大法研究会」から末端の修練所にいたるまで、上意下達式の指揮命令系統が存在しており、それを通じて、李洪志による海外からの指令は、迅速に全修練者に伝わるようになっていたのである。

また、このような組織力をを利用して、各地で修練者を動員した抗議行動が繰り返し行われた<sup>(14)</sup>。96年7月24日、新聞出版署が法輪功関連書籍の回収・発禁を各地に通達し、同年11月、中国氣功科学研究院が法輪功の会員資格を剥奪した前後から、法輪功修練者による国家機関およびマスコミに対する抗議行動が活発化し<sup>(15)</sup>、96年8月に『光明日報』社を包囲した事件以来、99年11月までに、300人以上を動員して行われた抗議行動は78回に

達した<sup>(16)</sup>。98年から99年4月25日の中南海包囲事件までの期間に行われた主たる抗議行動の対象は、以下の通りである<sup>(17)</sup>。

1998年4月：齊魯晚報社（山東）、南方日報社（広東）、東路時報社（雲南）

1998年5月：健康報社（北京）、中国青年報社（北京）、北京電視台（北京）

1998年6月：大衆日報社（山東）

1998年9月：滄州日報社（河北）、廈門日報社（福建）

1998年10月：重慶日報社（重慶）

1998年11月：ハルピン日報社（黒龍江）

1998年12月：錢江晚報社（浙江）、遼寧省党委員会・省政府

1999年1月：瀋陽電視台（遼寧）

1999年3月：武進日報社（江蘇）

1999年4月：天津教育学院、天津市党委員会・市政府、江蘇省党委員会・省政府

99年4月25日の中南海包囲事件以降、当局による監視が厳しくなった後も、数々の抗議行動が行われた。同年6月上旬には北京で大規模な抗議行動が組織され、未然に公安当局により阻止されたものの、その規模は7万人以上であったといわれる<sup>(18)</sup>。また、同年7月6日と7日の両日、中傷記事への抗議のため、法輪功修練者が江西省党委員会に押しかけた<sup>(19)</sup>。

さらに中国当局を震撼させたのは、共産党の内部文書や国家機密が法輪功側に筒抜けになっていたことである。たとえば、中国当局が法輪功に対する弾圧を準備していたことや、対米貿易黒字5億ドル削減と交換条件で李洪志の身柄引渡しを米国政府に働きかけていたことなどが法輪功側に知れ渡るところとなった<sup>(20)</sup>。それに対し李洪志は、法輪功を学ぶ者は1億人以上おり、中国当局による不公正な対応に彼らがいつまで辛抱できるかわからないと声明を発表し圧力をかけた。それを受け中国当局は、全国各地の修練者たちがいっせいに抗議行動に出ることを懸念し、慌てて法輪功弾圧や李洪志引渡しのための裏取引についての風評の打消しを行わざるをえなくなった。その他、法輪功側は共産党内部で、①99年6月末までに党员・幹部らを法輪功から脱退させること、②法輪功の活動への監視強化、北京での請願行動の実力阻止、③法輪功をカルト集団であるとみなすことなどを通達する内部情報を入手した。それに対し、法輪功側は、これらの内部情報を修練者に周知させ、警戒を呼びかけるとともに、中国当局を出し抜き、上記の内部情報を公表することさえ行った<sup>(21)</sup>。

法輪功側によるこのような共産党の内部文書のあいつぐすっぱ抜きは、中国当局を震撼させたはずである。99年10月に公表されたところによれば、法輪功側は絶密級文書20件、機密級文書24件、秘密級文書15件を不正に入手していたとされている<sup>(22)</sup>。たとえば、中国当局は上述したように法輪功弾圧を準備しているという情報をデマであると否定していたが、その一方で実際には、そのころ江沢民国家主席が政治局会議で法輪功弾圧を指示したことを示す機密文書が、共産党および政府の幹部に配布されたため、徐新牧元河北省人事処副処長は、その情報を法輪功の地元責任者に通報した（このことが理由で、彼は2000年1月3日に懲役4年を言い渡された）<sup>(23)</sup>。このようにして法輪功側は、党政府機関に所属している修練者を通じ、機密情報を容易に入手していたようである。

中国当局が把握している法輪功修練者のうち、3分の1から4分の1が公的機関の関係者であるといわれている<sup>(24)</sup>。とりわけ、共産党員、人民解放軍幹部、公安当局者の中にも法輪功修練者が多いことに、共産党指導部は大きな衝撃を受けたようである<sup>(25)</sup>。中央第十三号文献によれば、法輪功のメンバーの中には、退職した高級幹部、党政府機関の現職幹部、基層党委員会書記、労働模範、戦闘英雄、元紅軍参加者などが含まれており、ある政府部門の党委員会幹部は全員が法輪功メンバーというケースもあるといわれている<sup>(26)</sup>。

たとえば、2000年1月6日、中国空軍指揮学院教授を務めていた元空軍幹部、于長新氏が、コネを利用して李洪志の著作の出版の手助けをしたなどの罪に問われ、懲役17年の判決を受けた<sup>(27)</sup>。99年末にも、公安部の元幹部に懲役18年の刑が言い渡されており、このような例は枚挙に暇がない<sup>(28)</sup>。

4月25日の中南海包囲事件の首謀者の中にも、李昌（元公安部計算機局幹部）、王治文（元鉄道部物資総公司技師）らの党政府関係者が含まれており<sup>(29)</sup>、同日、羅幹中央政法委員会書記と、法輪功を代表して談判にあたったのは、監察部の幹部であったといわれている<sup>(30)</sup>。

このように、法輪功関係者が体制側に深く入り込んでいる事実に、共産党指導部は強い危機感を抱いたのであろう。

### （3）中国指導部の危機感

7月上旬には法輪功に関する大々的な調査が終了し、一斉摘発は秒読み態勢に入った。18日午前、中央社会治安総合治理委員会は、全国の公安・安全・政法部門の責任者による電話会議を行ない、法輪功への摘発が議論された<sup>(31)</sup>。その際、7月19日から21日の間に、法輪功の中核メンバーを摘発することが指示された。7月21日夜には、賈春旺公安部部長が全国の公安・安全・武装警察部門の責任者に対し、法輪功の一斉摘発にともなう突発事

件に備えるよう檄を飛ばした。それと同時に、李嵐清政治局常務委員を組長とし、丁闊根・羅幹部両政治局委員を副組長とする指導小組が発足し、突発的な社会動乱に対処するための指導体制が整えられた<sup>(32)</sup>。このような準備を経て、7月22日になってようやく法輪功への一斉摘発が公表されたのである。

それと同時に、党内では、法輪功への警戒を怠り問題深刻化させてしまったことへの責任追及も行われた<sup>(33)</sup>。党員の中にも法輪功関係者が多数存在している問題に関しては、党的イデオロギー・理論工作の責任者一人である鄭必堅中央党校常務副校长<sup>(34)</sup>や丁闊根宣伝部部長<sup>(35)</sup>らが批判をされたともいわれている。

以上のように、法輪功の組織・動員力の強大さ、党員・幹部への浸透などの事実に衝撃を受け、中国当局は相当な危機感<sup>(36)</sup>をもって法輪功への摘発に乗り出すとともに、党内外に向けての法輪功批判キャンペーンを展開したのである。

しかし、その一方で、当時、多くの党員、幹部、民衆には法輪功に対する警戒感は欠けており、党指導部が開始した法輪功批判キャンペーンにも関心が薄い状況が存在していたといわれる<sup>(37)</sup>。

### 3. 法輪功事件とシステム転換期中国の構造的問題

7月22日の法輪功に対する一斉摘発公表後も、各地では依然として抗議行動が行われた。法輪功側は第一線の指導者が逮捕された後も、第二線の指導者を養成することによって組織防衛に努めるとともに<sup>(38)</sup>、全国各地の法輪功修練者たちは、中国当局の一斉摘発開始に対する抗議行動を行った。それらの抗議行動はその後も断続的に続き、当局は引き続き法輪功との闘争を最重要課題の一つとして挙げた<sup>(39)</sup>。また、このような、当局に対して反抗的な組織が社会に拡大することを恐れ、他の気功団体や宗教団体に対する弾圧にも踏み切った<sup>(40)</sup>。

しかし、これらの団体の社会的広がりから、弾圧による社会的混乱状況の出現を恐れ、当局は中核メンバーと一般メンバーの区別を慎重に行ない、前者のみを摘発し、後者に対しては説得と教化に力を入れていく方針をとった。なぜ、当局による摘発が強力に推し進められたにもかかわらず、法輪功メンバーによる抗議行動は依然として根強く継続しているのか。その背景には、システム転換期にある中国社会の構造的問題が存在していると思われる。

## (1) 当局の統制が及ばない社会的領域の広がり

法輪功事件を国家と社会の関係の枠組みから解釈するならば、従来、中国当局は単位制度<sup>(41)</sup>を通じて一般民衆のみならず党员の管理・統制も行っていたが、市場経済化の進展のため、単位による拘束が弛緩するとともに、失業者、下崗職工（一種の一時帰休者）、定年退職者、流動人口などの増大により、国家による統制が行き届かない社会領域が急速に拡大してきていることを示しているといえよう。

法輪功のような、当局の意思に反した行動をとる組織がこれほど広範に存在する状況は、共産党政権成立以来はじめてのことであり、そのことは、近年、当局の民衆に対する統制が弛緩し始めてきている状況を反映していると思われる。それゆえ、現在の中国を共産党の一党独裁や上意下達式の指揮命令系統による社会統制の側面のみによって規定することには齟齬が生じてきていると思われる。

## (2) 市場経済システムへの転換期における社会的安定性に関する問題

法輪功の組織的拡大および、それによる中南海包囲事件のような大規模な抗議行動が可能となった社会背景には、市場経済システムへの転換過程において、従来の労働者に対する管理・保護システムが解体し始めているという現実があると思われる。

すなわち、法輪功の抗議行動が活発化し中南海の包囲事件に至る時期は、国有企業改革の進展および不景気により、失業者や下崗職工が大量に発生し、そのことが大きな社会問題となってきた時期と符合しており、法輪功事件と社会不安の高まりの間には何らかの関連性があるといえよう。

ところで、失業者や下崗職工の数については様々な統計が出されているが、98年上半期における国務院研究室と労働部門の調査によると、以下の数値が挙げられている<sup>(42)</sup>。国有、集団、三資企業における下崗職工の数は、累計で2000万人ほどに達しており、それは従業員全体の約20%にあたる。そのうちおよそ600万人は再就職先が決まっていない。さらに当局により登録されている正規の失業者の数を合わせると、実質上の失業率はおよそ7%程度になる<sup>(43)</sup>。このような失業率の高まりが社会的不安定に影響を及ぼすことが懸念されるという認識を、中国当局はしばしば示している<sup>(44)</sup>。実際にも、公安部の統計によると、98年に大規模なデモは6万件ほど発生しており、99年には10万件を突破した<sup>(45)</sup>。

国有企業改革と不景気により、雇用問題が深刻化した98年以降の時期に、中南海包囲事件が発生したことは極めて象徴的である。それゆえ、法輪功事件は、まさにシステム転換期にある中国の社会的不安定を反映していたといえよう。

## 4. 基層工作強化の試み

システム転換期における社会変動にともなう混乱に、中国当局はどのように対処しようとしているのであろうか。

### (1) 基層組織再強化の試み

上述したように、失業率増大などの社会不満を背景に、各地でデモが多数発生していたが、その中には共産党員も多数参加していたようである<sup>(46)</sup>。同様に、法輪功による抗議行動にも党員や幹部が多数参加していた。そこで、共産党指導部は、特に法輪功事件以降、このような事態が再発することを懸念し、党の基層組織再強化に乗り出した<sup>(47)</sup>。

### (2) 社区再構築の試み

一方、上述した通り、単位制度による社会管理の弛緩が深刻化し、それが法輪功などの組織が拡大する要因となっている状況を是正すべく、共産党の基層組織による社区<sup>(47)</sup>を通じた社会管理の再強化を図り、それにより社会的混乱の発生を未然に防ぐことが推し進められることとなったのである。具体的には、社区を通じた党員や一般民衆に対する管理の強化が図られるとともに、治安維持、再就職先の斡旋、その他住民への各種サービスの提供が試みられることとなった。

そもそも、社区再構築は96年頃から特に力を入れられ始めていたが、そもそも社区レベルの党組織および、市政府あるいは市（区）政府の派出機関である街道弁事処には、十分な人材も資源もなく、社区管轄内の企業や学校内などの単位による協力も得られず、社区レベルの活動は停滞状況に陥っていた。そのような中、法輪功事件が発生したため、共産党指導部は社区再構築を、従来からの単位による社会管理を補充するための最重要課題の一つに掲げるようになったのである。

しかし、社区建設はまだ試験段階にある。その中で、上海はモデル地区の一つとして全国に対する模範的役割を担わされている。99年9月には、上海で江沢民国家主席列席のもと、全国社区建設工作会议が開かれ経験交流が行われた。ところで、7月の法輪功への弾圧開始後の上海における社区建設の試みからは、それが法輪功問題への対処の側面が大きいことが伺える。99年8月23日午後、黄菊市党委員会書記列席のもと行われた上海市社区党建工作会议では、法輪功事件を反面教師として社区における党建設を強化していくなければならないことが強調された<sup>(49)</sup>。具体的には、市当局による社区への支援強化<sup>(50)</sup>、単位内の党組織と社区の党組織との連携強化<sup>(51)</sup>、住民への各種サービスの提供<sup>(52)</sup>、住民への管理・思想宣传教育の強化などが試みられることになった<sup>(53)</sup>。さらに、8月24日には、

上海市社会団体管理局が成立し民間団体に対する規制・管理の強化が行われることとなつた<sup>(54)</sup>。

### （3）基層幹部動員の限界

このようにして、社区建設を通じた社会への管理強化が試みられてきているわけであるが、それらの活動は基本的にみな基層レベルの党員の主観的能動性に依拠するものである。それゆえ、社区建設による社会管理の強化の成否は、党員のインセンティブをいかに確保するかという点にかかっているといえる。

しかし、そもそも基層レベルの党員には、失業・下崗問題の深刻化、貧富の格差の拡大などにより社会主義イデオロギーへの失望感が強く、「信念の危機」に陥っている者が多く存在し、それゆえ各種のデモに荷担したり、法輪功の活動にのめり込む者が多いのである。したがって、思想教育の強化、精神主義や滅私奉公の強調だけで、基層工作強化に対する末端レベルの党員のインセンティブを確保することは難しいものと思われる。

## 5. 結 語

本稿では、法輪功事件に対する分析を通じて、システム転換期の中国は社会的安定を維持できるのかという問題を考察してきた。その結果、法輪功事件は、システム転換期の社会の構造的問題・不安定を象徴しているという結論が得られた。

現在の中国において社会の安定を維持していく要は、共産党组织であると思われるが、社会システムの変化に伴い基層組織の弛緩が問題化している。党指導部は、基層組織の再強化を最重要課題の一つとしているが、末端レベルの党員のインセンティブを確保することは必ずしも容易であるとは思えない。それゆえ、システム転換期中国社会の安定性を見る上において、いわば国家と社会の接点に位置する基層組織の動向に注目することが、今後ますます重要になってくるものと思われる。

なお、本稿においては必ずしも十分に論じることができなかった、抗議行動に参加した法輪功メンバーの詳細な構成および動機、メンバーのリクルートおよび管理の方法、社会変動と法輪功をはじめとした各種社会団体の動向の関係、市場経済化と単位による社会統制弛緩の関係、共産党の基層組織再強化の問題、そして社区再構築の実態などに関する問題については、機会を改めて考察を行うこととしたい。

(注)

- (1) 99年4月25日の中南海包囲事件をはじめとする、法輪功関係者による一連の抗議行動を指す。
- (2) 社会的安定性をどのように評価するかということは極めて難しい問題である。本稿では、統計学的観点ではなく、中国の指導者達が法輪功事件に直面しどのような危機感を抱いたか、法輪功事件を醸成した社会情勢はいかなるものであったという点から、この問題を考察したい。
- (3) 本稿では、「システム転換」という言葉を、従来の社会主義システムから市場経済システムへの転換という意味で用いている。
- (4) 事件の詳しい経緯については、牛愛民ほか「李洪志策劃指揮“4・25”非法聚集事件真相」(『人民日報』1999年8月13日)、および、「4月25日の不法中南海包囲事件の真相」(『北京週報』1999年、No.35、8月31日、11~13頁)、を参照。
- (5) 「江主席 座り込み禁止指示」『産経新聞』1999年4月28日。
- (6) 以下、羅冰「法輪功事件与中南海雷暴」(『動向』1999年5月号、17~20頁)、を参照。
- (7) 「法輪功『事件の真相』関係者が証言」『朝日新聞』1999年8月14日。
- (8) 前掲「江主席 座り込み禁止指示」。
- (9) 前掲「法輪功事件与中南海雷暴」、19頁。
- (10) 陶駒駒公安部部長(当時)は、中央党校において社会の安定維持に関する報告を行った際、民衆による抗議行動や当局との衝突事件が発生した場合、安易に警察や治安部隊を導入して鎮圧を行えば、民衆の不満をさらに増幅させ、事態をさらに深刻化させてしまう危険性が高いので、慎重な対応が望まれるとの認識を示した(『宣伝通訊』1997年3月、38頁)。
- (11) 以下、羅冰「密謀鎮圧法輪功内幕」(『争鳴』1999年8月号、6頁)、を参照。
- (12) 法輪功側の主張では、全世界に1億人以上の修練者が存在するといわれている。
- (13) 以下、「『法輪功』は邪教である」(『北京週報』1999年No.45、11月9日、12頁)、および、周文「『法輪功』は邪教」(『北京週報』1999年No.46、11月16日、18頁)、を参照。
- (14) 地方レベルにおける組織の実態や修練者動員の手法などについては以下の記述が参考になる。「“法輪功”有厳密組織系統」『解放日報』1999年7月31日。「各地練功者紛紛指証“法輪功”有厳密的組織系統」『人民日報』1999年7月31日。「原『法輪功』遼寧各輔導站負責人揭露『法輪功』具有嚴密的組織」『人民日報』1999年8月1日。「長春市公安局調査材料証明：『法輪功』組織完整管理厳密」『人民日報』1999年8月4日。「湖南公安部門提供材料証実：『法輪功』具有厳密組織体系」『人民日報』1999年8月4日。
- (15) 「践踏国家法律 危害社会穩定—“法輪功”組織策劃18次非法聚集真相」『解放日報』1999年8月5日。
- (16) 周文「宗教局長、『法輪功』を語る」『北京週報』1999年No.47(11月23日)、20頁。
- (17) 「世紀末的迷狂」『南方週末』1999年7月30日。
- (18) 「氣功集団の示威行動拡大 中国政府に“反省”迫る」『産経新聞』1999年6月8日。
- (19) 「法輪功 共産党委に1000人抗議」『産経新聞』1999年7月11日。
- (20) 以下、「不要輕信謠言 維護社会穩定」(『人民公安報』1999年6月15日)、を参照。

- (21) 「法輪功批判 指導部と暗闘激化の様相」『産経新聞』1999年7月7日。
- (22) 「公安機關破獲“法輪功”組織非法獲取泄露出國家秘密案件」『人民日報』1999年10月26日。
- (23) 「元処長に懲役4年」『産経新聞』2000年1月5日。
- (24) 前掲「法輪功『事件の真相』関係者が証言」。
- (25) 「社会安定狙い強硬策」『日本經濟新聞』1999年7月23日。
- (26) 前掲「密謀鎮圧法輪功内幕」、8頁。
- (27) 「法輪功会員元空軍幹部に懲役17年」『産経新聞』2000年1月15日。
- (28) 同上。
- (29) 「法輪功主要指導者きょう裁判」『朝日新聞』1999年12月26日。
- (30) 「氣功集団『法輪功』が座り込み」『中国内外動向』1999年第23巻第13号（5月10日）、No.725、A3～A5頁。
- (31) 以下、前掲「密謀鎮圧法輪功内幕」、7～8頁、を参照。
- (32) 唐文成「江総作出支持朱総的『決策』、北京亮出應対『両国論』底線」『鏡報』1999年9月号、27～28頁。
- (33) 党外からも、党員や幹部の多くが法輪功に関与していることや党が法輪功に対する警戒を怠っていたことへの批判も寄せられた（羅冰「鎮圧法輪功的反撃」『動向』1999年11月号、10頁）実際、98年の時点ですでに、民主諸党派は共産党中央に対して、法輪功への警戒を呼びかけていたが（袁建新「發揮社會穩定“安全閥”作用」『人民日報』2000年3月14日）、党中央ではあまり重視されていなかったようである。
- (34) 羅冰「六官涉法輪功遭処分」『動向』1999年12月号、8～9頁。
- (35) 黎自京「四高官因法輪功事件作検討」『争鳴』1999年9月号、16～17頁。
- (36) 江沢民国家主席は、99年6月上旬、党の最高指導部に対して、このまま法輪功の活動を放置しておいたら、わが共産党の陣地が奪われることになってしまうと述べ、強い危機感を表明したといわれる（「江主席発言 危機感あらわ」『産経新聞』1999年8月10日）。
- (37) 羅冰「批法輪功引起質疑」『争鳴』1999年9月号、11頁。
- (38) 「『法輪功』組織の新しい罪状」『北京週報』1999年No.46（11月6日）、6～7頁。
- (39) 「羅幹在中央總法委2000年第一次全体会議上強調堅決擁護社会治安穩定」『人民公安報』2000年1月18日。
- (40) 「中国、次の標的是『香功』？氣功集団取り締まり」『朝日新聞』1999年8月15日。「民間氣功団体の活動規制」『産経新聞』1999年12月16日。「非公認のキリスト教地下教会 中国、取り締まり強化」『朝日新聞』2000年1月13日。
- (41) 近年、単位制度に関しては、比較的まとまった研究成果が見られるようになってきた。たとえば、楊曉民、周翼虎『中国単位制度』（中国経済出版社、1999年）、および、劉建軍『単位中国－社会調控体系重構中的個人、組織与国家』（天津人民出版社、2000年）、などの研究からは、現代中国における政治的コントロールを考察する上で、啓発を受ける点が多くある。
- (42) 『宣伝通訊』1998年4月、46～47頁。
- (43) しかしながら、当時の公式統計によると、失業率は3%台となっていた。これは、中国当局の公式発表を盲信することの危険性を如実に示す典型的な例といえよう。

- (44) たとえば、『宣伝通訊』1998年5月、8頁、などを参照。
- (45) 「各地で労働者デモ」『Chinese Dragon』1999年12月21日。
- (46) 『宣伝通訊』1998年6月、44頁。
- (47) 「基層党组织要站在斗争前列」『人民日報』1999年11月15日。
- (48) 社区とは、多義的な用語であるが、本稿では、基層レベルの政府機構、すなわち街道弁事処の管轄範囲を指すこととした。従来、基層レベルの政治的コントロールは、各種機関、企業、学校内などの単位が、資源の配分、档案の管理などを通じて行ってきた。しかしながら、市場経済化のプロセスの中で、単位のコントロールが及ばない社会領域が広がってきていた。そこで、中国当局は単位によるコントロールの弛緩を補う手段として、社区の再構築に注目するようになってきた。現在のところ、社区に関する政治学的分析を体系的に行った研究は皆無に等しいが、華偉「単位制向社区制的回帰—中国城市管理体制50年変遷」（『戦略与管理』2000年第一期、86～99頁）は、共産党政権による単位制度を通じた社会管理の強化とその弱体化の過程、並びに近年の社区に対する見直しの動きについて考察を行っており参考になる。
- (49) 「重視新形勢下社区党建工作」『解放日報』1999年8月24日。
- (50) 「完善社区服務網絡拓展司法行政業務」『解放日報』1999年8月26日。
- (51) 「把社区党建作為企業党建的延伸」『解放日報』1999年8月23日。
- (52) 「実施分類管理 加強党建工作」『解放日報』1999年8月23日。
- (53) 「加強社区居民思想建設」『解放日報』1999年8月27日。
- (54) 「上海市社会团体管理局成立」『解放日報』1999年8月25日。

---

e-mail : isobe@tc.nagasaki-gaigo.ac.jp